



税理士法人より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

近年、女性の社会進出が本格化しており、国もそれを応援しようとする様々な政策を行っています。しかし、中には主婦の方の労働を制限してしまう要因が存在しています。特に有名なのが配偶者控除のいわゆる「103万円の壁」です。配偶者控除は、平成29年度の税制改正大綱にも載っており、特に注目度の高い項目ですので、今回はこの「配偶者控除」について、ご紹介していきます。

配偶者控除とは

配偶者控除とは、納税者に一定の要件を満たす配偶者がいる場合に利用できる所得税法上の制度です。

配偶者の要件は①納税者と婚姻をしており、②生計を一にする③年間の所得金額(収入ー必要経費)が38万円以下の一定の方です。要件を満たす場合には納税者は38万円の所得控除を受けることができます。

なお、納税者本人の年間の所得金額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の年間の所得金額が38万円超76万円未満の方は配偶者特別控

除が適用されます。配偶者特別控除の適用のある方は配偶者控除を適用することができません。

103万円の壁

配偶者の所得金額38万円以下が配偶者控除の適用要件ですが、所得が給与のみで、その年の給与収入(額面での年収)が103万円以下の方も配偶者控除を受けることができます。給与に関しては給与所得控除により最低でも65万円を必要経費として収入金額から差し引くことができるからです。

ただ、その年の給与収入が103万円を超えると、給与所得控除後の所得金額が38万円を超えてしまい配偶者控除の要件から外れてしまいます。これが「103万円の壁」と呼ばれるものです。

平成29年改正

政府は前段の事情を考慮して、平成29年の税制改正で「103万円」を「150万円」に見直しました。この改正は法案が通れば平成30年度

から適用されます。

ただ、配偶者控除の金額が納税者の給与収入によって変化するという制限も設けられました。金額は以下の通りです。

- ①給与収入1,120万円以下
配偶者控除38万円(現行と同様)
- ②給与収入1,120万円超1,170万円以下
配偶者控除26万円(現行から▲12万円)
- ③給与収入1,170万円超1,220万円以下
配偶者控除13万円(現行から▲25万円)

なお、配偶者特別控除についても、収入の区分に応じて拡充される見込みです。

おわりに

改正により収入を増やせる反面、働く時間を増やすと社会保険料が増えたり会社からの配偶者手当が廃止されたりする場合がございます。ご不明点ございましたら、弊社までお気軽にお問い合わせください。



社会保険労務士法人より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

「長時間労働削減」に関する動向と 是正対策の効果

長時間労働の是正に取り組む企業が増加

大手広告会社の女性新入社員が長時間労働による過労が原因で自殺したという事件を受けて、長時間労働の問題点については各方面で議論されているところです。

上記事件では、労働基準法違反の疑いで、法人としての同社と自殺した社員の直属の上司であった幹部社員の1人が書類送検される事態となりました。

このような痛ましい事件がきっかけとなることは残念なことです。国や企業も長時間労働削減への取組を各方面で進めており、「長時間労働是正」が喫緊のテーマとなっています。

企業はどのような取組をしているか？

NPO法人ファザーリング・ジャパンが実施した長時間労働削減施策の取組に関するアンケート結果によると、取り組んでいる社数が

多い長時間労働削減施策としては、「経営層から社内に向けて長時間労働是正へのメッセージを発信している」「各人の労働時間を集計し、役員会に報告。長時間労働部署へ是正措置求める」「新任管理職に対し労働時間管理を含む研修を行っている」「有給休暇取得の進捗等を管理する仕組み」「ノー残業デーの実施」「定刻に帰宅を促す一斉アナウンス」などが上位に挙がっています。

各社様々な取組を実行しているようです。

ある程度強制力のある施策ほど効果が出やすい

一方、上記の調査結果から得られた「効果が3割以上の長時間労働削減施策」としては、「PC強制シャットダウン」「ノー残業デーの実施」「強制消灯(その後、点灯不可)」「PCログ管理(タイムカードとPCログオフ時間かい離の把握)」「管理職による見回りと残業者への声掛け」「一斉消灯(その後、点灯可能)」などが挙げられています

ある程度強制力のある施策ほど効果がすぐに出やすいことがわかります。

管理職の教育や業務の見直しも重要

また、エン・ジャパン株式会社が実施した「時間外労働(残業)」についてのアンケート調査によれば、効果的な施策として「管理職への教育(時間管理)」「(実施:47%、効果的:32%)」、「業務分担やフローの見直し」(同:47%、27%)などが上位に挙がったそうです。

見かけ上の「残業時間」を減らすことに躍起になって、労働時間の過少申告や持ち帰り残業などの事態を招いては本末転倒となってしまいます。

各企業の状況に合わせて実態に即した施策を考えることが必要でしょう。





会社のトラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします



Q 出張の宿泊先で重傷を負ったら。

当社従業員Aは、同僚とともに出張中、宿泊先における転倒事故により重傷を負いました。Aは、同僚と宿泊先で飲酒した後、同僚が先に寝静まったため、自分も就寝しようと室外のトイレに行く途中、階段を踏み外して転倒したとのことです。

このような場合でも労災と認められるのでしょうか。

A 労災と認められる可能性が高いと考えられます。

労災該当判断の方法

「労働者の業務上の負傷」については、「業務災害」として労災保険が給付されます。そ

して、「業務上の」というのは、業務遂行中かつ業務起因のものという意味と理解されています。

なお、この業務遂行中というは、就業時間中に限られません。会社の指揮命令に従う立場に置かれている状態であれば、広く業務遂行中にあたると理解されています。

Aの転倒事故について

出張は、会社の指示に従って行うものですから、通常、出張中の全過程が会社の指揮命令に従う立場に置かれていると評価されます。

そこで、出張先までの往復時間や出張先の宿泊時間なども、労災認定上は業務遂行中ということになります。

Aは出張中の宿泊先で転倒したというのですから、業務遂行中の転倒事故であると考えられます。

他方、Aの転倒は飲酒後の事故ですので、飲酒に起因する事故とみる余地があります。飲酒が当然に業務といえるかは評価が分かれ

るところではないでしょうか。会社は飲酒を命じたわけではないので、業務ではなく単なる私的行為にすぎないとの見方もありえます。

裁判所は、この問題について、業務とまったく関連のない私的行為・恣意的行為や業務遂行から逸脱した行為に起因するときは、業務起因性の認定に消極的判断を加える傾向にあります。すなわち、そのような特殊事情がない限り業務起因の事故と認められることとなります。

Aのように同僚と出張先で飲酒するというのは、業務自体とまていえるかどうかはともかく、業務とまったく関連がない私的行為とまではいい難いように思われます。

このように、Aの転倒事故には業務起因性も肯定され、労災と認定される可能性が高いと考えられます。



i お知らせ

本日2月1日(水)、弊社グループが経営参画をしました(株)汐留カフェが汐留・新橋エリアにハワイアンレストラン“em(エム)”をオープンする運びとなりました。この場を借りて皆様へご紹介させていただければと存じます。

emは代表の太田が何よりも皆様にお食事を楽しんでいただきたいという思いからスタートしました。店名のemは“Enjoy a Meal”のEとMからきています。おいしい料理、お酒、雰囲気、そして、あのお店に行けばあの人に会える、あの音楽が聴ける。また行きたくなる、そんな皆が集うお店です。お料理とお酒を召し上がっているお客様の笑顔を元気に日々取り組んでまいります。20席の小さなお店ですが、ぜひ皆様の憩いの場としてご利用いただければ幸いです。ディナーはお電話でご予約をいただきご来店いただければ光栄です。どうぞよろしくお願いいたします。

店舗情報

汐留カフェ&ダイナー“em(エム)”

住所: 東京都港区東新橋1丁目1番2号 アソルティ東新橋B1

TEL: 03-3569-3570

Webサイト: <http://shiodome-em.com/>

営業時間

ランチ 11:30 ~ 15:00 (L.O.14:30) / カフェ 15:00 ~ 18:00

ディナー 19:00 ~ 23:00 (L.O.22:30)

定休日: 土日祝日(貸切ご相談)

2月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

1日

- 贈与税の申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

16日

- 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署]
※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

28日

- じん肺健康管理実施状況報告書の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp>

誌面デザイン 赤星 ポテ子

URL: <http://akahoshi-poteco.com>